

確定申告が始まります！

～申告は忘れずに！（相談期間：2月4日（水）～3月15日（月））～

平成21年分の所得税と平成22年度分の市民税・県民税の申告相談が2月4日（水）から始まります。

各自の地区指定日に正しく申告できるように、記載事項をよく読んで準備をしてください。

●平成21年分所得税の主な改正

（住宅借入金等特別控除の改正）
住宅ローンを利用して住宅を取得し、居住した場合に適用される「住宅借入金等特別控除」の適用期限が5年延長され、控除額も次のとおりとされました。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の最高控除額
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	50万円
平成22年		5,000万円		50万円
平成23年		4,000万円		40万円
平成24年		3,000万円		30万円
平成25年		2,000万円		20万円

（減価償却制度の改正）
機械および装置を中心に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。

【例示】トラクター

旧資産区分		新資産区分	
トラクター	耐用年数	農業用設備	耐用年数
	8年		7年

耐用年数に応じた減価償却の償却率は、下記のとおりです。

耐用年数	H19.3.31以前取得	H19.4.1以後取得
	償却率	償却率
7年	0.142	0.143
8年	0.125	0.125

※平成21年分の申告から、耐用年数7年で減価償却費を計算することになります。

●平成22年度分住民税（市・県民税）の主な改正

（住宅借入金等特別税額控除の改正）
平成19年分の所得税の税率改正によって、住宅ローン控除額を所得税から控除しきれなくなる方については、住民税から控除する措置がありますが、22年度からは次のように改正されました。

①市への申告が原則不要となりました。

これまででは、対象者が年末調整や確定申告で住宅ローン控除の適用を受けていても市への申告が必要でしたが、22年度分からは、原則として、市への申告は不要となりました。

②21年から25年までに住宅を取得し、入居した方も対象となりました。

これまででは、18年以前に住宅を取得し、入居した方が対象でしたが、21年から25年までに住宅を取得し、入居した方でも、所得税から控除しきれない額がある場合は、住民税からの控除の対象となりました。

ただし、入居1年目は確定申告をしなければなりません。
※平成19年と20年に入居した方は、住民税からの住宅ローン控除の適用はありません。

期限内に申告してください。

書類等の準備はできましたか？申告相談に必要なもの

【共通事項】

- ・申告書用紙（税務署から確定申告書を送付された方）
- ・印かん（シャチハタ等は不可）
- ・通帳印（所得税の納付を新たに口座振替で希望する方）
- ・預貯金通帳の口座番号（本人名義）

【所得の申告】

（給与や公的年金の収入がある方）

- ・源泉徴収票
- ・源泉徴収票が交付されていない方は、その受給額のわかるもの（または支払者に源泉徴収票の交付を請求してください）

※年金事務所源泉徴収票の再発行を希望する方は、基礎年金番号・年金証書等を用意してください。

請求者が本人以外の場合は、ほかに委任状・その方の免許証等も必要です。

問合せ先 本荘年金事務所（旧日本荘社会保険事務所）

☎24・1111

- （事業収入のある方）
- ・収支内訳書
- ・収支を確認できる帳簿類、領

●住民税、所得税の申告が必要な方

平成22年1月1日現在、にかほ市に住所がある方、または住んでいる方で次に該当する場合は住民税、所得税の申告が必要です。

- ①給与所得者（パート・アルバイトを含む）で、年末調整を済ませていない方
- ②2力所以上から給与の支払いを受けている方
- ③給与収入が2,000万円を超えた方
- ④任意の団体から給与の性質を有する支払いを受け、支払先から給与支払報告書が提出されていない方
- ⑤事業（自営業、農業、漁業、内職、検針等の受託）をしている方
- ⑥不動産収入（家賃、小作料、地代等）があった方
- ⑦土地や建物を売り、譲渡所得があった方
- ⑧高速道路や国道・県道・市道等の用地として土地や建物を譲渡した場合、その所得には所得税がかかることがありますが、住民税の申告は必要です
- ⑨所得の有無にかかわらず次の方

- ・国民健康保険加入者（世帯全

収書控え、請求書控え、事業用預貯金通帳、請負契約書等

- ・農家の方は、秋田しんせい農協から送られる資料を参考に収支計算ノートを作成するとともに、申告相談時にもお持ちください。
- ・農作業を委託（小作）している場合は領収書等
- ・肉用牛の売却証明書（JAより発行）

※肉用牛の売却所得の免税の適用を受けるには、その方が農業も営んでいなければなりません。

（その他）

- ・生命保険一時金（満期返戻金、死亡保険金等）、個人年金の支払調書等（払い込み保険料がわかるもの）
- ・土地や建物等の譲渡にかかる売買契約書、譲渡費用のわかるもの、譲渡所得に対して特別控除があることがわかる証明書等

【所得控除の申告】
・国民年金の支払証明書
・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続社会保険料等の領収書またはその支払いがわかるもの（口座振替されている通帳等）

- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書

次ページに続きます。

住宅借入金等特別控除 提出書類

●家屋に関するもの

No.	書類の名称	新築	中古	増改築等	短期特
①	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	○	○
②	住民票の写し（平成22年発行のもの）	○	○	○	○
③	家屋の登記全部事項証明書	○	○	○	○
④	工事請負契約書（写）または建物の売買契約書（写）	○	○	○	○
⑤	【中古家屋が建築後20年（耐火建築物である家屋は25年）を超えている場合】 ・耐震基準適合証明書（その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの） ・住宅性能評価書の写し（その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの）		○		
⑥	【増改築等の場合】 建築確認済証（写）、検査済証（写）もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書			○	○
⑦	【バリアフリー改修工事で下駄の場合】 ・介護保険の被保険者証（写）…要介護認定または要支援認定を受けている場合（報告を含む） ・住民票（写）…65歳以上の親族と同居している場合（同居する親族について表示されているもの）				○
⑧	補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を明らかにする書類（⑤の建築士等の増改築等工事証明書でも可）				○

※認定長期優良住宅の特例を受ける場合には、認定通知書も必要です。

●敷地に関するもの（敷地の購入に関する借入金がある場合のみ添付が必要となります。なお、敷地のみに関する借入金がある場合には、敷地の購入に関する借入金の年末残高証明書の添付も必要となります）

No.	書類の名称	家屋と敷地を 一併で購入 （中古を含む）	新築の日前 2年以内に 購入	新築の日前に 一定期間内の建築 条件付きで購入	特定増改築 等で土地を 先行取得
⑨	敷地の登記全部事項証明書	○	○	○	○
⑩	売買契約書（写）または敷地の分譲に関する契約書（写）	○	○	○	○
⑪	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類（⑩でも可）		○		○
⑫	建築条件がわかる書類（⑩でも可）			○	
⑬	（中古の場合で債務の承継がある場合） 債務の承継に関する契約書（写）	○			